

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 受講区分

受講の免除分類	講習時間	受講区分		免除科目	申込に必要な添付書類
<input type="checkbox"/> 従事経験、免許等なし	38	1- 免除なし	(1)	免除なし	なし
<input type="checkbox"/> 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第4種から第6種までの種別に該当するものに合格した者	10	2- (一部免除)	(1)	走行の知識 4時間 運転の知識 3時間 関係法令 1時間 走行の操作 20時間	「合格証の写し」
<input type="checkbox"/> ・道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許を有する者	14		(2)	走行の知識 4時間 走行の操作 20時間	「免許証の写し」
・道路交通法第84条第3項の大型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、次の業務に3月以上従事した経験を有する者 <input type="checkbox"/> ① 機体重量が3トン以上の整地・運搬・積込み用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務 <input type="checkbox"/> ② 機体重量が3トン以上の掘削用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務 <input type="checkbox"/> ③ 機体重量が3トン以上の基礎工事用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務 <input type="checkbox"/> ④ 機体重量が3トン以上の解体用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務 <input type="checkbox"/> ⑤ 最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務	14		(3)	走行の知識 4時間 走行の操作 20時間	「免許証の写し」、「修了証の写し」及び「実務経験証明書」
・道路交通法第84条第3項の大型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、特別教育を修了して、次の業務に3月以上従事した経験を有する者 <input type="checkbox"/> ① 機体重量が3トン未満の整地・運搬・積込み用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務 <input type="checkbox"/> ② 機体重量が3トン未満の掘削用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務 <input type="checkbox"/> ③ 機体重量が3トン未満の解体用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務 <input type="checkbox"/> ④ 最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転の業務 (鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における令別表第7第1号、第2号又は第6号に掲げる建設機械で、内燃機関を原動機として使用し、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務を含む。)	14		(4)	走行の知識 4時間 走行の操作 20時間	「免許証の写し」、「特別教育修了証の写し」及び「実務経験証明書」
<input type="checkbox"/> ・不整地運搬車運転技能講習を終了した者	14		(5)	走行の知識 4時間 走行の操作 20時間	「修了証の写し」
次の業務に6月以上従事した経験を有する者 <input type="checkbox"/> ① 機体重量が3トン以上の整地・運搬・積込み用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務 <input type="checkbox"/> ② 機体重量が3トン以上の掘削用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務 <input type="checkbox"/> ③ 機体重量が3トン以上の基礎工事用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務 <input type="checkbox"/> ④ 機体重量が3トン以上の解体用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務 <input type="checkbox"/> ⑤ 最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務	18		(6)	走行の操作 20時間	「実務経験証明書」
特別教育を修了して、次の業務に6月以上従事した経験を有する者 <input type="checkbox"/> ① 機体重量が3トン未満の整地・運搬・積込み用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務 <input type="checkbox"/> ② 機体重量が3トン未満の掘削用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務 <input type="checkbox"/> ③ 機体重量が3トン未満の解体用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務 <input type="checkbox"/> ④ 最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転の業務	18		(7)	走行の操作 20時間	「特別教育修了証の写し」及び「実務経験証明書」
<input type="checkbox"/> ・車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を終了した者	34		(8)	走行の知識 4時間	「修了証の写し」
【特例】 <input type="checkbox"/> ・車両系建設機械(解体用)運転技能講習を終了した者 <input type="checkbox"/> ・建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(厚生労働大臣が定める者を除く。) <input type="checkbox"/> ・その他厚生労働大臣が定める者 (安衛則別表第3の令第20条第12号の業務のうち令別表第7第6号に掲げる建設機械の運転の業務の項各号)	6	3- (特例)	(1) 走行の知識 4時間 → 0時間 作業の知識 5時間 → 2時間 運転の知識 3時間 → 1.5時間 関係法令 1時間 → 0.5時間 走行の操作 20時間 → 0時間 作業の操作 5時間 → 2時間	「修了証の写し」又は「合格証の写し」	